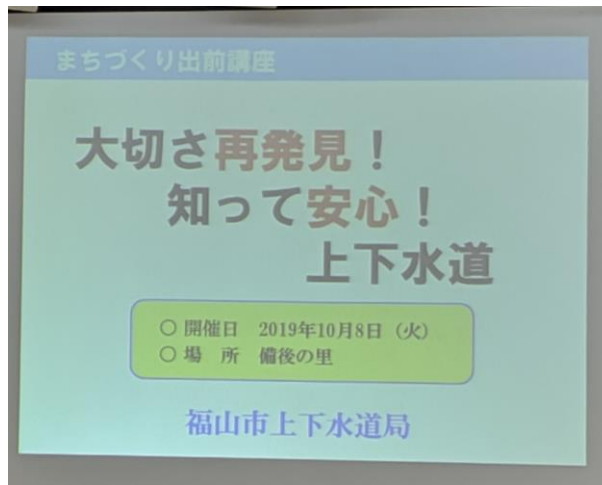


福山の水は本当に安心・安全か？

まちづくり委員会主催の環境学習会（福山市出前講座）を開催！



10月8日(火) 備後の里5階ホールにて、環境学習会を開催しました。参加者は23名。まちづくり委員会で議論し、まずは私たちが飲んでいる「水道水」は安全か？という疑問から、福山市上下水道局に訪問し、「福山市の水道は安全か？」で出前講座をお願いしました。

内容は、福山市の水道の歴史、1619年(元和5年)水野勝成(備後10万石領主)が、福山城の築造、城下町の形成・上水道の整備から、1916年(大正5年)に福山市制施行、1925年(大正14年)に近代水道が完成。現在の水道は、浄水場(中津原、出原、千田、福田、熊野、芦原、山野)が7ヶ所、下水処理場(松永、芦田川)が2ヶ所。一人が1日に使う水の量は平均200ℓ。家庭では、風呂40%、トイレ21%、炊事18%、洗濯15%。

水質検査では、厚労省により51項目の化学物質の検査が義務付けられており、基準値内にクリアしているとのこと。災害時の対策として、耐震化、耐震管への変更、給水車、災害用備蓄水、災害時のトイレ設備(緑町公園、駅家公園、竹ヶ端運動公園)、近隣の地域との災害連携、出前講座等での市民への啓発(1人3ℓ×3日の水の備蓄、水を入れる容器の準備、誤った情報に注意する、避難場所の事前確認)を行っている。

※ 質疑応答

質問①：災害時の非常用電源は？

回答①：中津原浄水場は2電源(福山市の5割賄う)、出原浄水場(北本庄)、千田浄水場に1電源設置出来ている。福山市の9割を網羅できている。

質問②：沼隈では井戸を使っているが、福山市として認識は？

回答②：福山市として、井戸水の検査はしていない。

質問③：水道の民営化法(水道法の改正)について福山市の対応は？

回答③：水道法の改正(2018年衆議院可決)の目的：広域連携(都道府県)-小規模事業者はほとんど赤字。施設の修繕を控え、連携して水道事業を支える。広島県は、水源ごとに分けて検討している。

官民連携(コンセッション)とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式です。給水責任は自治体が持ち、料金は議会の承認が必要。 以上